

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年2月2日	令和4年2月10日	国民健康保険でレセプトの最終チェック時に資格の確認とレセプトの確認を別々にしていたら効果が悪いのに、なぜ効果が悪い方法が出来るのか？	不存在	号	福祉局	保険年金課
令和4年2月10日	令和4年2月24日	雇用保険、健康保険の適用事業所、被保険者の定義資格取得の要件もしらないケースワーカー達（福祉事務所職員達）なのに、不正受給対策が出来るのはなぜなのか？存在する資力を使わせる事をしない理由がわかる文書	不存在	号	福祉局	保護課 (保護グループ)
令和4年2月10日	令和4年2月24日	大阪市のケース記録では、1社多発退社になる記載方法だが、不正受給対策としてどの様な効果があるのか（なぜそのような記載方法にしているのか）わかるもの	不存在	号	福祉局	保護課 (保護グループ)
令和4年2月16日	令和4年3月2日	大阪市の保護行政において、雇用保険や健康保険、厚生年金等は、そ及しないと資力ではないとしているのであれば保護統計に企業の信義則違反を数値化するべきであり、統計に企業の信義則違反をけいさいしない理由がわかるもの	不存在	号	福祉局	保護課 (保護グループ)
令和4年2月17日	令和4年3月3日	令和元年8月5日関了「労働者派遣法に基づく指導について」供覧文書	部分公開	2 号	福祉局	保護課 (保護グループ)
令和4年2月22日	令和4年4月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市介護保険事業者等事故報告書（令和2年5月7日受付分、令和3年1月14日受付分） ・令和2年12月4日決裁「実地指導の実施及び関係資料の事前準備について（通知）」決裁文書（令和2年12月16日実施分） ・令和2年12月23日決裁「実地指導の結果について（通知）」決裁文書（令和2年12月16日実施分） ・令和3年3月29日決裁「実地指導に係る改善状況の報告について」決裁文書（令和2年12月16日実施分） ・令和2年12月25日決裁「身体拘束等に関する改善計画の受理及び身体拘束未実施減算の適用について」決裁文書（令和2年12月16日実施分） ・令和3年3月29日決裁「身体拘束等に関する改善計画についての取組み報告の受理及び身体拘束廃止未実施減算の解除について」決裁文書（令和2年12月16日実施分） ・令和3年4月6日決裁「実地指導の実施について（通知）」決裁文書（令和3年4月8日実施分） ・令和3年4月19日決裁「実地指導の結果について（通知）」決裁文書（令和3年4月8日実施分） ・令和3年6月22日決裁「実地指導に係る改善状況の報告について」決裁文書（令和3年4月8日実施分） 	部分公開	1 2 5 号	福祉局	介護保険課 (指定指導グループ)
令和4年2月22日	令和4年3月8日	大阪市都島区の特養「〇〇」に並設の「〇〇診療所」に関して、令和2年（2020年）2月11日から4月22日の間の当刻診療所医師（施設管理医師）の勤務実績が判る資料の全て。	不存在	号	福祉局	介護保険課 (指定指導グループ)
令和4年2月22日	令和4年3月8日	令和2年度 委託料支出一覧（ただし、福祉局保有分）	公開	号	福祉局	経理・企画課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年2月28日	令和4年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護統計月報 (令和3年4月) ・生活保護統計月報 (令和3年5月) ・生活保護統計月報 (令和3年6月) ・生活保護統計月報 (令和3年7月) ・生活保護統計月報 (令和3年8月) ・生活保護統計月報 (令和3年9月) ・生活保護統計月報 (令和3年10月) ・生活保護統計月報 (令和3年11月) ・生活保護統計月報 (令和3年12月) 	公開	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 80px; width: 100%;"></div>	福祉局	保護課 (保護グループ)